

医療保険だより



国民健康保険は「知立市」と「愛知県」を、後期高齢者医療制度は「愛知県後期高齢者医療広域連合」を、それぞれ保険者として、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者に納めていただく保険税(料)により運営する医療制度です。

国民健康保険

【令和8年度の変更点】

- 子ども・子育て支援納付金分の新設(国民健康保険、後期高齢者医療制度を含む全ての医療保険制度での追加)、課税限度額の引き上げ(医療給付費分)
- 法定軽減対象世帯の所得基準を拡大

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	子ども・子育て支援納付金 ※2	介護納付金分(40~64歳)
所得割 ※1	7.14%	2.72%	0.29%	2.48%
均等割(1人あたり)	31,000円	12,700円	1,300円	12,700円
18歳以上均等割(1人あたり) ※3	—	—	100円	—
平等割(1世帯あたり)	22,000円	7,800円	800円	7,000円
課税限度額	670,000円	260,000円	30,000円	170,000円

※1 所得割は前年中の総所得金額等から基礎控除額(最大43万円)を引いた額に税率をかけて算出します。

※2 「子ども・子育て支援納付金」について、18歳未満被保険者の「均等割」は全額軽減されます。

※3 「18歳以上均等割」とは、18歳未満被保険者の軽減された「均等割」の分を補うものとして、18歳以上被保険者に賦課されるものです。

国民健康保険・後期高齢者医療制度

【令和8年度の変更点】

- 均等割額の軽減対象世帯の所得基準を拡大します。

軽減割合	世帯の合計所得金額(改正前)	世帯の合計所得金額(改正後)
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	左記と変更なし
5割軽減	43万円 + (30.5万円 × 世帯内の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	43万円 + (31万円 × 世帯内の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
2割軽減	43万円 + (56万円 × 世帯内の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	43万円 + (57万円 × 世帯内の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

※保険税(料)額の計算は前年の所得をもとに計算されます。軽減の判定は自動でされるため申請をする必要はありませんが、所得の申告をされていない人は、申告が必要です。

※給与所得者等とは、給与所得(給与収入が55万円を超える者)または、公的年金等にかかる所得(年齢65歳未満の者にとっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者、年齢65歳以上の者にとっては当該公的年金等の収入金額が125万円を超える者)を有する者をいいます。

※65歳以上の人の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。

※被保険者数には、同一世帯で国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人を人数に含めます。(国民健康保険のみ)

※令和8年度分の保険料について、均等割保険料の7割軽減の対象者には、医療分の均等割額を更に0.2割軽減します。(後期高齢者医療保険制度のみ)

○後期高齢者医療制度の保険料率等は次の表のとおりです。

(後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、保険料率も2年ごとに見直すこととされています。令和8・9年度の保険料率が改定されました。)

■医療分(従来の保険料分)

区分	医療分	子ども分(子ども・子育て支援納付金分)
所得割率	10.48%	0.25%
均等割(1人あたり)	56,130円	1,362円
賦課限度額	85万円	2万1千円

※令和8年度は、子育てを社会全体で支えるため、子ども・子育て支援金制度が創設され、従来の保険料率(医療分)に加え、新たに子ども・子育て支援納付金に係る保険料率(子ども分)の算定も行っています。

【令和8年度の保険税(料)額をお知らせする通知について】

前年中の所得に基づき計算した保険税(料)額を、7月中旬にお送りします。

国民健康保険

◎納税義務者は世帯主

世帯主が職場の健康保険に加入していても、世帯の誰かが国民健康保険に加入していれば、世帯主が納税義務者になります。

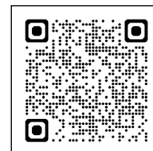
後期高齢者医療制度

◎口座振替による納付の注意

以前、国民健康保険税の口座振替をしていた場合でも、改めて後期高齢者医療保険料の口座振替依頼書の提出が必要となります。

国民健康保険税の特別徴収に関する詳細は知立市ホームページをご確認ください。

【市ホームページ】



国民健康保険



後期高齢者医療制度



【資格確認書・資格情報のお知らせの発送について】

○国民健康保険加入者

I. マイナンバーカードを健康保険証として利用登録されている人

7月下旬に「**資格情報のお知らせ**」を世帯主宛てにお送りします。資格情報のお知らせとは、健康保険情報を確認するための書面です。医療機関等を受診される際は、マイナ保険証(健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード)を提示することで受診できます。資格情報のお知らせだけでは医療機関等を受診することができません。

なお、70歳未満の人で、資格情報のお知らせを交付済みの人にはお送りしませんので、引き続きお使いください。

II. マイナンバーカードを健康保険証として利用登録されていない人

7月下旬に「**資格確認書**」を世帯主宛てに簡易書留郵便でお送りします。医療機関等を受診される際は、資格確認書をご提示ください。

※郵便局での保管期間を超えた郵送物は市役所に返還されます。

※期限の切れた資格確認書類は、個人情報が入り込まないように注意し裁断する等、確実に破棄してください。

○後期高齢者医療制度加入者

I. 85歳以上の人全員

7月中旬に「**資格確認書**」(オレンジ色・有効期間:令和8年8月1日～令和9年7月31日)を簡易書留郵便でお送りします。医療機関等を受診される際は、マイナ保険証または資格確認書をご提示ください。

II. 84歳以下で、マイナ保険証を普段からご利用されていない人(※1)(マイナ保険証をお持ちでない人も含む)

7月中旬に「**資格確認書**」を簡易書留郵便でお送りします。
医療機関等を受診される際は、資格確認書をご提示ください。

III. 84歳以下で、マイナ保険証を普段からご利用されている人(※2)

7月中旬に「**資格情報のお知らせ**」を普通郵便でお送りします。医療機関等を受診される際は、マイナ保険証を提示することで受診できますが、何らかの事情によりマイナ保険証の読み取りができない場合は、マイナ保険証と一緒に資格情報のお知らせをご提示ください。資格情報のお知らせだけでは医療機関等を受診することができません。

- ※1 マイナ保険証を普段からご利用されていない人は、下記の※2に該当しない人です。
 ※2 マイナ保険証を普段からご利用されている人は、以下の条件をともに満たす人です。
 ①過去1年間で6回以上マイナ保険証をご利用されている人
 ②概ね直近3カ月以内にマイナ保険証をご利用されている人
 マイナ保険証のご利用状況は、7月中旬にお届けする新たな資格確認書を作成する時点の情報となります。
 ※郵便局での保管期間を超えた郵送物は市役所に返還されます。
 ※期限の切れた資格確認書類は、個人情報が入り込まないように注意し裁断する等、確実に破棄してください。

【限度額適用認定証・標準負担額減額認定証】 ※マイナ保険証の利用登録者は申請不要

現在の認定証の有効期限は令和8年7月31日までです。
 国民健康保険と後期高齢者医療制度では認定証の更新の方法が異なります。
 詳しくは知立市ホームページをご確認ください。



▲国民健康保険



▲後期高齢者医療制度



- 問・国民健康保険について…… 国保医療課 国保年金係 (☎95-0123)
 ・後期高齢者医療制度について…… 国保医療課 医療係 (☎95-0151)

愛知県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療の保険料と資格確認書等に関する電話窓口を開設しています。

- ※後期高齢者医療コールセンター (☎0570-011-558) 月～金曜日 8時45分～17時15分
 ※コールセンターは、土・日曜日、祝日、12月29日～翌年1月3日は閉鎖します。ただし、令和8年7月12日～令和8年8月31日は、土・日曜日、祝日も開設します。
 ※利用には通話料がかかります。